

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、被災した災害時要援護者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 乙は、この協定に基づき、災害時要援護者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（災害時要援護者等の範囲）

第2条 災害時要援護者等は、次のとおりとする。なお、受入先は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護が必要な者については対象としない。

（1）高齢者（市町村が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障害者（市町村が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊娠婦

（5）その他集団生活等が困難な者

（6）上記（1）から（4）までと同一世帯の者及び市町村が必要と認めた介護者

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

（要請の方法等）

第4条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入方法等）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村（以下「被災市町村」という。）に対し、災害時要援護者等の受入先となる宿泊施設の情報等を提供するものとする。

2 乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

3 災害時要援護者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙とが連携して行う。

(受入対象期間)

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用等)

第7条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲が負担するものとし、その支払方法等は、甲と乙との協議による。

(取消料)

第8条 乙は、被災市町村が申込み後に当該申込みの取消しを行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年 9月24日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

石井正弘

乙 岡山市出石町一丁目2番4号

鷹匠ハイツ201号室

岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長 久々木一郎